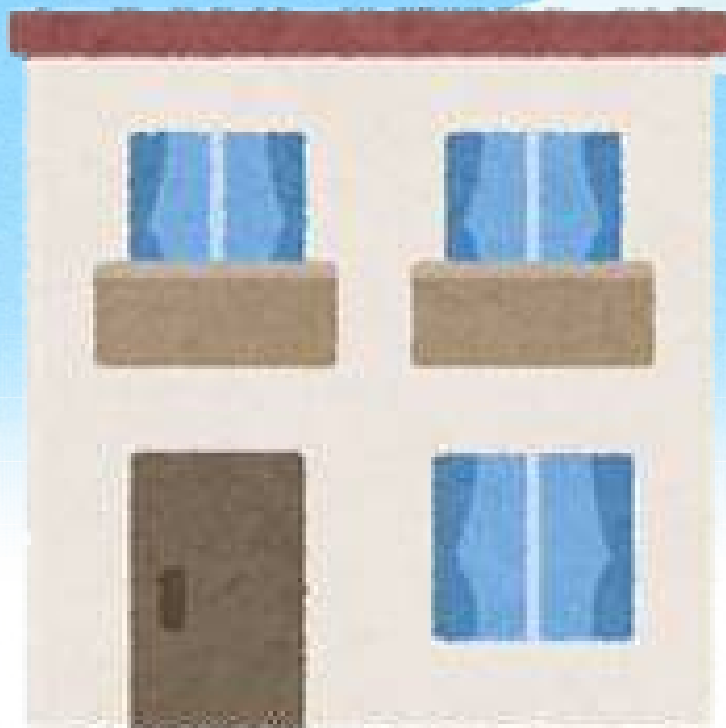


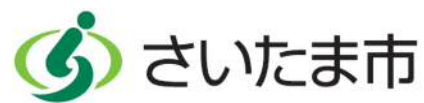
さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業

# 耐震診断助成制度 ご利用の手引き

## (共同住宅版)



平成 30 年 4 月（第一版）





# 目次

---

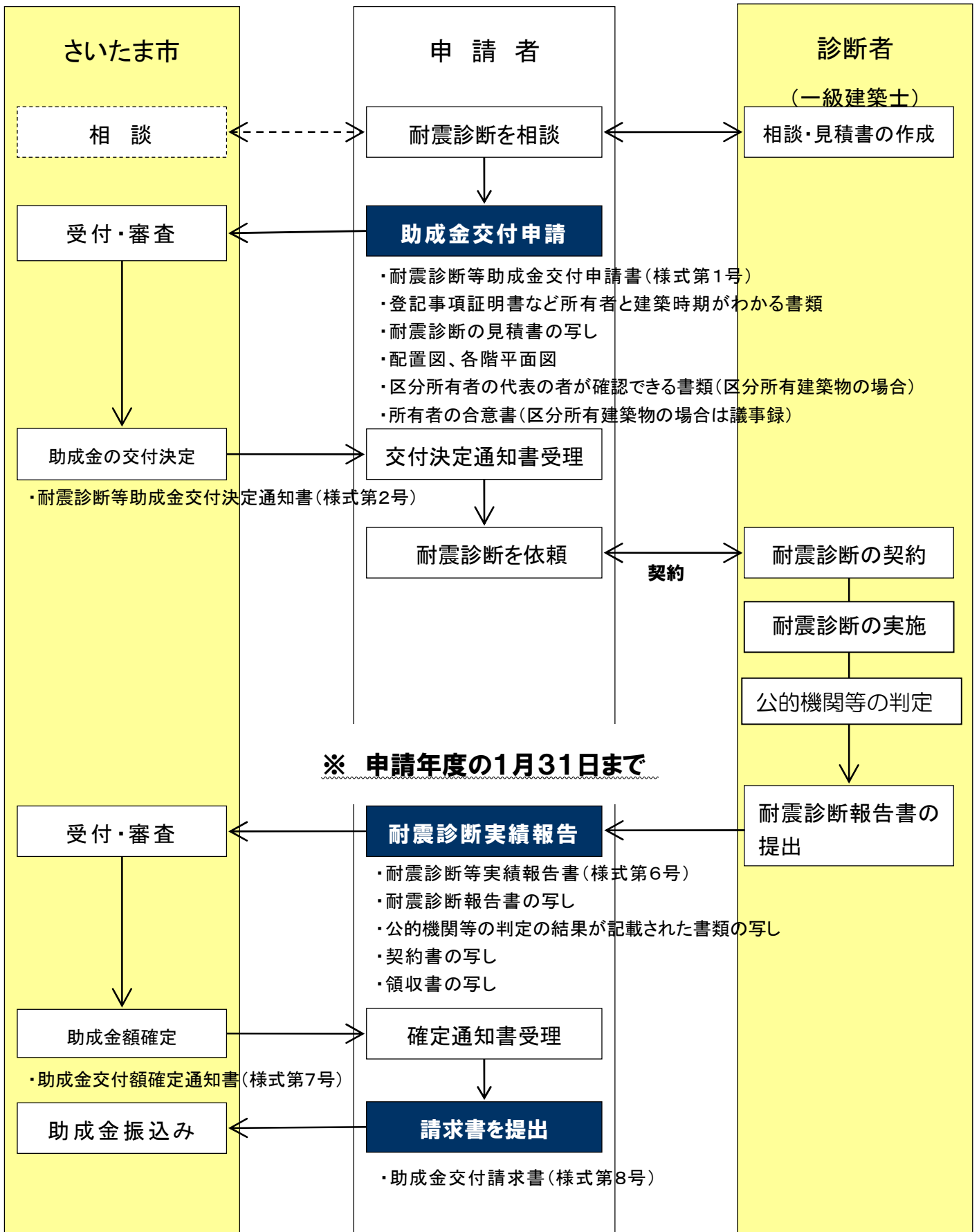
	ページ
1 耐震診断 助成金交付手続きの流れ . . . . .	1
2 申請の前にご確認ください . . . . .	2
3 申請手続きについて . . . . .	3
(1) 助成金の交付申請について	3
(2) 辞退・変更について	3
(3) 耐震診断実績の報告について	4
(4) 助成金の請求について	4
4 耐震診断後の補強・建替えについて . . . . .	5
(1) 耐震補強助成制度	5
(2) 建替え助成制度	6
5 よくある質問 . . . . .	7
6 様式	
耐震診断等助成金交付申請書（様式第1号）	
耐震診断等変更承認申請書（様式第3号）	
承諾書（取扱い様式第2号）	
助成金の算定書（取扱い様式第3-9号）	
助成金交付辞退届（様式第5号）	
耐震診断等実績報告書（様式第6号）	
助成金交付請求書（様式第8号）	

## —ご案内—

本事業に関する要綱及び申請書類等は、さいたま市ホームページ（<http://www.city.saitama.jp>）からダウンロードできるほか、建築総務課で配布しています。また、本助成制度は、「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱」及び「さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱の取扱い」に基づき助成するものです。詳細につきましては、本要綱をご確認いただきますようお願いいたします。



# 1 耐震診断 助成金交付手続きの流れ



## 2 申請の前にご確認ください

### 対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に工事に着手し、建てられた共同住宅（建築物の過半が共同住宅のもの）が対象です。

### 対象となる方

対象となる建築物を所有している方

### 対象となる耐震診断

この制度は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を評価するための耐震診断を行う場合にご利用になれます。

耐震診断は建築士事務所に所属する一級建築士が行うものであり、また非木造の共同住宅については、耐震診断が適正におこなわれたかどうか公的機関等の判定を受ける必要があります。

- ◎ 助成金の交付申請を行う前に、耐震診断に着手してしまうと、助成は受けられませんのでご注意ください。
- ◎ 耐震診断に係る助成金の支払いは、耐震診断の完了後となります。耐震診断を途中で取りやめた場合などは、助成金は支払われませんのでご注意ください。

### 助成の申請期間

各年度の4月1日以後に申請、同じ年度の1月31日までに「(3)耐震診断実績の報告」をしていただきます。

※ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。事前にご連絡ください。

### 助成の金額

1棟当たり耐震診断に要した費用に相当する額の3分の2（1戸当たり5万円が限度）が助成金額となります。（千円未満は切り捨て。）

※助成の対象となる耐震診断に要した費用は下記の金額の合計が上限となります。

床面積 1,000㎡までの部分	1㎡当たり 3,600円
床面積 1,000㎡を超えて 2,000㎡以下の部分	1㎡当たり 1,540円
床面積 2,000㎡を超える部分	1㎡当たり 1,030円

### 3 申請手続きについて

#### (1) 助成金の交付申請について

必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。助成条件に適合しているか確認します。

提出書類	備考
耐震診断等助成金交付申請書	様式第1号（所有者が申請。区分所有建築物の場合は代表者。）
助成対象建築物の所有者と建築時期が確認できる書類。（建物の登記事項証明書など）	区分所有の場合は、所有者が確認できる書類として、区分所有者名簿等の議決権を持つ者の一覧。
耐震診断に要する費用の見積書の写し	公的機関等の判定費用を含む。
配置図及び各階平面図	助成対象建築物の位置及び面積を表示すること。
法人の登記事項証明書	所有者が法人の場合に限る。
区分所有者の代表のものが確認できる書類	区分所有建築物に限る。規約又は議事録等。
耐震診断等の実施について、所有者の合意があることを証する書類。	取扱い様式第2号。 区分所有建築物の場合は議事録等。

申請していただいた内容を審査し、助成を決定したときは「耐震診断等助成金交付決定通知書(様式第2号)」を郵送いたします。

この交付決定通知書(様式第2号)を受領してから耐震診断の契約を締結し、耐震診断を進めてください。（契約者名と申請者名は同一としてください。）

※ 交付決定通知書(様式第2号)は、助成金の支払いを確定したものではありません。その後、耐震診断が行われなかった場合、その他要綱に違反した場合は、助成金は支払われませんのでご注意ください。

#### (2) 辞退・変更について

「耐震診断等助成金交付決定通知書(様式第2号)」を受けた後、やむを得ない理由で耐震診断を取りやめるときは、速やかに「助成金交付辞退届(様式第5号)」をご提出ください。既に耐震診断に着手している場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

また、助成金の申請の内容を変更しようとするときは、「耐震診断等変更承認申請書(様式第3号)」に当該変更に係る書類を添付してご提出ください。

### (3) 耐震診断実績の報告について

耐震診断は、申請年度の1月31日までに終わらせ、終わり次第、同日までに完了の報告を「耐震診断等実績報告書（様式第6号）」にて行ってください。

ご提出していただく書類は次の4つです。必要書類を作成の上、受付窓口へご提出ください。適切に耐震診断が行われたことを確認します。

提出書類	備考
耐震診断等実績報告書	様式第6号
公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し	
耐震診断報告書の写し	
耐震診断の契約書の写し	
耐震診断の領収書の写し	

報告していただいた内容を審査し、助成金額を決定したときは「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を郵送いたします。

◎ 耐震診断が完了しない場合や完了の報告がない場合、助成金は支払われませんのでご注意ください。

### (4) 助成金の請求について

「助成金交付額確定通知書（様式第7号）」を受理しましたら、助成金の請求を行ってください。「助成金交付請求書（様式第8号）」に必要事項をご記入いただき、受付窓口へご提出ください。

◎ 誤字については、訂正箇所には訂正印を押してください。修正液等は使わないようにしてください。

◎ 助成金額の欄については、誤字の訂正はできません。書き直しをお願いします。

◎ 請求書（様式第8号）がさいたま市に届きますと、約2～3週間後に指定の口座に助成金を振り込みます。

◎ 請求書（様式第8号）の銀行名欄は現在の銀行名を正確にご記入ください。

例	×	りそな銀行 東浦和支店	→	○	埼玉りそな銀行 東浦和支店
	×	三菱東京銀行 ☆△□支店	→	○	三菱東京UFJ銀行 ☆△□支店



## 4 耐震診断後の補強・建替えについて

耐震診断の結果、地震に対して安全な構造ではないと判定された場合、次の助成制度を選択することが出来ます。

### (1) 耐震補強助成制度

現行の耐震基準に適合させる補強設計、またそれに基づく工事に対して助成します。

#### 助成の金額

##### 補強設計費用の助成

1棟当たり補強設計に要した費用に相当する額の3分の2（1戸当たり10万円が限度）が助成金額となります。（千円未満は切り捨て。）

##### 補強工事費用の助成

1棟当たり補強工事に要した費用に相当する額の2分の1（1戸当たり60万円の額から補強設計に対する助成金額を差し引いた額が限度）が助成金額となります。（千円未満は切り捨て。）

※ 助成の対象となる補強工事に要した費用は、対象建築物の延べ面積に対して、33,500円/m<sup>2</sup>（耐火又は準耐火建築物であり、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000m<sup>2</sup>以上の場合は49,300円/m<sup>2</sup>）が上限となります。

#### 助成要件

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した共同住宅又は長屋であること。
- ・ 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供していること。
- ・ 区分所有の場合、区分所有者の集会等において、耐震補強の実施の決議がなされていること。
- ・ 補強設計は、建築士事務所に所属する一級建築士が行うものであること。
- ・ 補強設計の実施後、適正に行われたかどうかを確認するために公的機関等の判定を受けるものであること。（木造を除く）
- ・ 地震に対して安全な構造となるように行う補強設計に基づき実施する補強工事であること。
- ・ 建設業の許可を受けている者が行う補強工事であること。

## (2) 建替え助成制度

耐震診断の結果、 $I_s$ （構造耐震指標）の値が0.3未満（木造の場合は $I_w$ 値0.7未満）相当であった場合には、「建替え助成制度」の申請が可能です。

### 助成の金額

1棟当たり建替え工事に要した費用に相当する額の23%が助成金額となります。ただし、除却する建築物の住戸1戸当たり30万円の額（耐震補強設計の助成を受けた場合は、その助成金額を差引いた額）が限度額です。（千円未満は切り捨て。）

※ 助成の対象となる建替え工事に要した費用は、除却する建築物の延べ面積に対して、33,500円/㎡（耐火又は準耐火建築物であり、地上3階建て以上、かつ、延べ面積が1,000㎡以上の場合は49,300円/㎡）が上限となります。

### 助成要件

- ・昭和56年5月31日以前に着工した共同住宅又は長屋であること。
  - ・延べ面積の2分の1以上を居住の用に供していること。
  - ・建替え後の建築物についても共同住宅又は長屋であること。
- ※ 各助成制度は各年度の4月1日以後に申請し、交付決定を受けてから着手（契約）してください。
- ※ 申請年度の1月31日までに実績報告をして頂く必要があります。
- ※ 予算の枠に限りがあるため、年度の途中で申請受付を終了することがあります。ご注意ください。
- ※ その他にも一定の要件がありますので、必ず事前にご確認ください。

## 5 よくある質問

---

### (1) 助成対象の確認

Q1. 自分の部屋だけ耐震診断できますか。

A1. 一部屋だけの診断は出来ません。また、一棟を区分所有している場合、所有者全員の承諾が必要です。

Q2. 建築基準法上の違反がある場合、助成金の対象とはならないですか。

A2. 補強工事の際に、是正される予定であれば、耐震診断・補強設計も助成の対象としています。

### (2) 助成金交付申請

Q1. 申請から交付決定まで、期間はどれくらいですか？

A1. 通常は申請より1か月程度で交付決定通知を発行いたしますが、申請書の不備や添付資料が不足している場合には、更に時間を要することがございます。

Q2. 添付書類の『建物の登記事項証明書』は、いつ発行されたものであれば良いですか？

A2. 申請日から概ね3か月以内に発行されたものでご提出ください。

Q3. 登記事項証明書以外の書類でも、所有者確認ができる書類とできますか。

A3. 原則は登記事項証明書としていますが、建物が未登記である場合などは、納税通知書、インターネットの登記情報等で替えることができます。

Q4. 訂正が必要な場合、訂正印は必要ですか。

A4. 申請者本人の訂正印が必要です。

### (3) 実績報告

Q1. 契約書と領収書はどんなものが必要ですか？

A1. 契約書は一番最初の契約（原契約）と変更契約書及び契約書を交わさずに追加された工事の注文書等を全てご用意ください。領収書に関しては、最終的な精算額がわかるような領収書を全てご用意ください。契約書等で確認できる工事発注金額の合計と領収額の合計が同額となるようご確認ください。

Q2. 領収書がありません。他に代用できるものはありますか？

A2. 領収書の代わりとしてご利用いただけるのは、銀行等で振り込みをされた際の銀行の受付印が入った控え、請負業者の社判の押印されている精算書等がございます。

#### (4) 請求書の提出

Q1. 請求書はいつ提出すればいいですか？

A1. 実績報告書を提出していただいた後、市より助成金交付額確定通知書と助成金交付請求書が送付されますので、助成金交付請求書へ振込先口座情報等をご記入の上、ご提出ください。手引き等にある請求書も同様にご利用いただけますが、口座の名義や番号等の誤記が非常に多く見受けられますのでご注意ください。

また、助成金交付請求書は申請年度の3月末までにご提出していただく必要があります。

## 6 様式

耐震診断等助成金交付申請書（様式第1号）

耐震診断等変更承認申請書（様式第3号）

承諾書（取扱い様式第2号）

助成金の算定書（取扱い様式第3-9号）

助成金交付辞退届（様式第5号）

耐震診断等実績報告書（様式第6号）

助成金交付請求書（様式第8号）



## 様式第1号（第7条関係）

## 耐震診断等助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

(フリガナ)

氏 名

印

(耐震診断・マンション簡易診断)に係る助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

## 1 対象建築物の概要

建物名称	(戸建て住宅の場合は不要)		
所在地	さいたま市	区	
用途		階数	地上階/地下階
構造	造、一部造	延べ面積	m <sup>2</sup>
建築確認	昭和	年	月 日 第 号
工事着手日	年	月	日 (対象建築物の新築工事に着手した日付)

## 2 (耐震診断・マンション簡易診断)の概要

診 断 者	氏 名	
	資 格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
	さいたま市既存建築物耐震診断資格者登録番号	
	建築士事務所名称	
	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録 号	
	所在地	
	電話番号	
診断費用	(耐震診断・マンション簡易診断)に要する費用	円
	上記の費用に係る消費税等仕入控除税額	円
	助成金申請額 (消費税等仕入控除税額を除いた額)	円
予 定 日	耐震診断等着手予定年月日	年 月 日
	耐震診断等完了予定年月日	年 月 日

備考 消費税等仕入控除税額は、確定していない場合は見込額を記入してください。

## 3 添付書類

- 建物の全部事項証明書又は建築時期及び所有者が確認できる書類
- 耐震診断等に要する費用の見積書の写し
- 配置図、各階平面図 (建築物の位置及び面積を表示すること。)
- 耐震診断等の実施について、所有者の合意があることを証する書類 (戸建て住宅は除く。)
- 耐震化促進建築物の場合においては、当該耐震化促進建築物の各部分の高さ並びにその敷地に接する道路の位置、幅員及び高さの確認できる立面図等
- 法人の登記事項証明書 (建築物の所有者が法人の場合に限る。)
- 区分所有者の代表の者が確認できる書類 (区分所有建築物に限る。)
- 所有者以外の者が申請する場合は、所有者と2親等以内の関係であることが確認できる書類 (戸建て住宅及び共同住宅等の場合に限る。)





様式第3号（第9条関係）

耐震診断等変更承認申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

㊟

年 月 日付け 第 号で（耐震診断・マンション簡易診断）に係る助成金の交付決定の通知を受けましたが、次のとおり申請の内容に変更が生じたので、関係書類を添えて、変更の承認を申請します。

変更内容

変更前	変更後

助成金交付申請額（消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税仕入控除税額を減額した額。下段に消費税等仕入控除税額を記入）

変更前	変更後
円	円
円	円



年 月 日

(あて先) さいたま市長

(1) 助成金の申請を行う者

住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(2) 助成金の対象建築物の所在地

さいたま市 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

承 諾 書

(2)の建築物の所有者（登記の有無に関わらず）全員の間において、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に基づき（①耐震診断 ・ ②マンション簡易診断 ・ ③耐震補強設計 ・ ④耐震補強工事 ・ ⑤建替え工事）を実施することについて合意したところであり、助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者である私（私たち）は、(1)の者が助成金の交付を受けることについて承諾します。

(3) 助成金の申請を行う者以外の建築物の所有者

(自署、捺印してください)

① 日付 年 月 日

住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

② 日付 年 月 日

住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

③ 日付 年 月 日

住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の住所、氏名を別紙に記載し、添付してください。)



## 助成金額の算定書

### 1 耐震診断に要する費用

(a) <input style="width: 90%;" type="text"/>	円
--	---

### 2 助成対象耐震診断費用

延べ床面積 (m <sup>2</sup> )	
(b) <input style="width: 60%;" type="text"/> m <sup>2</sup>	(b) = (c) + (d) + (e)
[延べ面積のうち、1,000m <sup>2</sup> までの部分] ⇒	(c) <input style="width: 60%;" type="text"/> m <sup>2</sup>
[延べ面積のうち、1,000m <sup>2</sup> を超え、2,000m <sup>2</sup> までの部分] ⇒	(d) <input style="width: 60%;" type="text"/> m <sup>2</sup>
[延べ面積のうち、2,000m <sup>2</sup> を超える部分] ⇒	(e) <input style="width: 60%;" type="text"/> m <sup>2</sup>
(c) <input style="width: 60%;" type="text"/> m <sup>2</sup> × 3,600円/m <sup>2</sup> =	(f) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円
(d) <input style="width: 60%;" type="text"/> m <sup>2</sup> × 1,540円/m <sup>2</sup> =	(g) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円
(e) <input style="width: 60%;" type="text"/> m <sup>2</sup> × 1,030円/m <sup>2</sup> =	(h) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円
-----	
(f) + (g) + (h) = (i) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円	
助成対象耐震診断費用	
(j) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円	
(a) と (i) の小さい額	

### 3 助成金額

(j) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円	× 2/3 =	(k) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円
		<small>(千円未満切捨て)</small>
住宅の戸数		助成金限度額
<input style="width: 60%;" type="text"/>	× 50,000円 =	(l) <input style="width: 60%;" type="text"/> 円
助成金額 (耐震診断)		
<input style="width: 60%;" type="text"/> 円		
(k) と (l) の小さい額		



様式第5号（第9条、第19条、第29条、第40関係）

助成金交付辞退届

年 月 日

（あて先）さいたま市長

郵便番号

住 所

電 話

（フリガナ）

氏 名

㊟

年 月 日付け 第 号で（①耐震診断 ・ ②  
マンション簡易診断 ・ ③耐震補強設計 ・ ④耐震補強工事 ・ ⑤建替え工  
事 ・ ⑥除却工事 ）助成金交付決定通知を受けましたが、都合により辞退しま  
す。

辞退の理由





耐震診断等実績報告書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定の通知を受けた（耐震診断・マンション簡易診断）が完了したので、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 耐震診断等実施期間

着手年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

2 耐震診断に要した費用

円

3 助成金交付決定時又は変更承認時の助成金交付決定額

円

4 消費税等仕入控除税額

（交付申請時又は変更承認申請から時から金額に変更がある場合は、下段の括弧内に変更前の金額を記入してください。）

円 ・ ・ ・ a

（ 円 ） ・ ・ ・ b

変更がある場合の差額（a - b） 円 ・ ・ ・ c

5 消費税等仕入控除税額の変更により、助成金交付決定額から変更となった金額（3 - c） 円

6 添付書類（各1部）

- （耐震診断・マンション簡易診断）報告書の写し
- 契約書等の写し
- 領収書等の写し
- 公的機関等の判定の結果が記載された書類の写し（戸建て住宅、木造の共同住宅等及び木造の老人ホーム等を除く。）
- その他（ ）



様式第8号（第12条、第22条、第33条、第44条関係）

助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

郵便番号  
住 所  
電 話  
（フリガナ）  
氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号で（①耐震診断 ・ ②マンション簡易診断 ・ ③耐震補強設計及び工事 ・ ④耐震補強設計のみ ・ ⑤耐震補強工事のみ ・ ⑥建替え工事）に係る助成金交付額確定通知を受けたので、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 円  
2 振込先

振込先金融機関			
銀行 信金 農協 信組 労金			本店 支店
振込 口座	店番号	種 目	口 座 番 号
		1 普通 2 当座	
	フリガナ		
	口座名義		

（注）

- 1 該当項目を○で囲んでください。
- 2 口座名義のフリガナは必ずご記入ください。





**申請受付窓口・制度に関するお問い合わせ**

さいたま市役所 建築総務課  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4  
TEL 048-829-1539  
FAX 048-829-1982

**さいたま市ホームページ・申請書のダウンロード等**

さいたま市ホームページ <http://www.city.saitama.jp/index.html>  
耐震補強等助成事業（共同住宅等の診断・補強・建替え）  
<http://www.city.saitama.jp/001/007/002/p002706.html>